

令和7年度しが生物多様性取組認証制度 応募要領

1 しが生物多様性取組認証制度とは

(1) 認証制度の概要

事業活動における生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用に関する取組をチェックシートにより確認し、認証する制度です。取組状況に応じて3段階（1つ星、2つ星、3つ星）で滋賀県が認証します。

認証者の方は、認証書の交付を受けるとともに、認証マークを用いたPRを行うことができます。

<チェック項目>

基本項目	マネジメント（方針、体制等）や取組・目標（生物多様性、気候変動、循環経済）に関する22項目の取組状況について確認します。 基本項目のチェック数に応じ、3段階で認証を行います。
加点項目	県独自の施策や国際的な目標に対する10取組の取組状況を確認します。加点項目の取組数に応じて「星の数+加点項目のチェック数（例：☆☆☆+3）」として認証し、取組状況の一層の見える化を図ることで、認証者の取組をこれまで以上にPRすることが可能です。

<認証基準>

1つ星	基本項目①のチェック項目数が2項目以上かつ基本項目②のチェック項目数が3項目以上（うち大項目が「生物多様性」の項目を1つ以上含むこと）であること
2つ星	基本項目①のチェック項目数が4項目以上かつ基本項目②のチェック項目数が6項目以上（うち大項目が「生物多様性」の項目を3つ以上含むこと）であること
3つ星	基本項目①のチェック項目数が5項目以上かつ基本項目②のチェック項目数が9項目以上（うち大項目が「生物多様性」の項目を4つ以上含むこと）であること

(認証マーク例)



加点項目への取組がある場合

< 認証の有効期間 >

- ・ 5 年間（今回の認証者から）

※令和 6 年度以前に認定を受けられた方は従前の認証期間（3 年間）です。

※令和 3 年度の認定者は令和 6 年度に有効期間を 1 年間延長しています（令和 8 年 3 月 31 日まで）。

※令和 4 年度の認定者は有効期間を 1 年間延長します（令和 9 年 3 月 31 日まで）。

【各年度の認証者の認証の有効期間】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10～
R3 年度認証 取得者		3 年 + 1 年			☆			
R4 年度認証 取得者			3 年 + 1 年			☆	★	
R5 年度認証 取得者				3 年			★	
R6 年度認証 取得者					3 年			★
R7 年度認証 取得者						5 年		

今回、または令和 8 年度の
募集時に申請してください

（凡例） ☆：今回更新対象 ★：次年度以降更新

2 対象となる事業者・団体等

- 滋賀県内に本社または事業所を置く事業者および団体等で次に掲げる者（国および地方公共団体ならびにそれらの関係機関を除く）。
 - ・ 法人（会社、社団法人、財団法人、NPO 法人）
 - ・ 個人事業者
 - ・ 農林水産事業者
 - ・ 教育機関
- ※認証は事業者または事業所単位

- 令和 7 年度の募集の対象者は以下の通りです。
 - ・ 新規申請
 - ・ 変更（星の数の変更：2 つ星→3 つ星など）
 - ・ 令和 3 年度に認証を受けた認証者（令和 6 年度に有効期間を 1 年延長済み）
 - ・ 令和 4 年度に認証を受けた認証者

※令和 4 年度に認証を受けた認証者については、有効期間を 1 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとします。更新申請については、今回の募集、または令和 8 年度の募集時のいずれかで行ってください。

※加点項目に限定した募集は行いません。

3 応募者の要件

- 「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～」に賛同していること。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html>
- 法令を遵守していること。
- 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

4 応募方法

認証を希望する方は下記の応募期間、申請方法に基づき申請をしてください。

(1) 応募期間

令和7年度の応募期間は以下のとおりです。

令和7年10月16日（木）～令和7年12月15日（月）

(2) 申請方法

令和7年12月15日（月）までに「しがネット受付サービス」により申請してください。

【しがネット受付サービス】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/tayousei-torikumi>



申請手順	留意事項
① 申請者情報の入力	—
② 「チェックリスト」の添付	・ 取組状況について「チェックリスト」の項目ごとに理由を記入してください。 ・ チェック基準・記入例を必ず確認してください。 ・ 取組を実施していない項目は、空欄にしてください。 ※<u>チェック基準に記載されている内容のうち、どの内容に該当しているかがわかるよう記入してください（該当性が不明確な場合は認定できません。）。</u>
③ 各項目の実績・内容を示す資料の添付	・ 取組を行っているチェック項目について、実績・内容のわかる資料を作成し添付してください（最大10MB）。資料は参考様式を参考に、一つのPDFファイルにまとめてください。 ・ 資料は既存のものを活用いただいて構いません。 ・ 既存の資料がない場合には、任意の様式により作成してください。 ※<u>各チェック項目につき、1ページ以内としてください。</u>

・各項目のチェック基準

【基本項目】

大項目	テーマ	項目番号	項目	チェック基準
① マネジメント	方針	1	生物多様性の保全および自然資源の持続可能な利用についての目標や方針を設定しているか。	経営方針、環境方針、調達基準などに生物多様性の目標や方針を明記しているか。また、各企業の経営、環境の目標に生物多様性に関する事項を掲げているか。 この項目については、目標、方針のいずれかにおいて、例えば原料の調達基準の中に生物多様性への配慮を含めている、特定の場所、種の保全を行うことを目標として定めている、事業活動による生きものへの影響を低減することを明記している、場合などが該当する。 ※目標や方針等に「生物多様性」、「生態系」、「生きもの」、「自然」、「グリーンインフラ」等の語句が含まれていることとする。
	推進体制	2	生物多様性に関する取組を進めるための担当者・担当する部署が決まっており、方針を実施する体制が整っているか。	生物多様性について問合せがあった場合に、対応する者、担当者や部署などが決まっているか。 ※部署名等に生物多様性等の表現がなくても、対応できる体制ができていればチェック可とする。
		3	取組の内容について、社員等に対して研修等を実施するなど、理解を深める取組を行っているか。	社員等が集まる場所で、生物多様性に関するチラシやポスターを掲示する、図書の貸し出しなどを行っている、勉強会や研修の機会を設けている、場合などが該当する。 ※チラシ、ポスターおよび図書等の場合は「生物多様性」、「生態系」、「生きもの」、「自然」、「グリーンインフラ」等の語句が含まれているものとする。 ※ISO14001等の推進体制で生物多様性に関する取組も実施する場合は、ISO14001等の推進体制を以てチェック可とすることもできる。
	計画組	4	事業活動と生物多様性の関係性を把握し、生物多様性の保全および自然資源の持続可能な利用についての具体的な取組計画が策定されているか。	事業者にとって、どのような生物多様性の恵み（資源・エネルギー等）に依存し、どのような影響（生態系・環境汚染・廃棄物など）を与えているかを理解し、保全等に当たった具体的な取組内容、実施時期が明記された取組計画が策定されているか。
	評価	5	方針、目標、計画の進捗状況、達成度の確認のために、モニタリングやアンケート、専門家への相談等を行っているか。	モニタリング調査やアンケートの実施、または専門家への相談等により取組の進捗状況を把握するなど、設定した目標等の進捗状況、達成度を確認しているか。
	連携	6	関係する自治体、県民、NGO/NPO、事業者、地域、教育・研究機関等と生物多様性に関する情報の共有、連携した取組を実施しているか。	事業活動やモニタリング等によって得られた生物多様性に関する情報を各主体と共有しているか。または、各主体から生物多様性の保全・活用に寄与する技術や知識を収集しているか。生物多様性に関する取組を各主体と連携して実施しているか。連携して実施するには、自らの生物多様性に関する取組に講師やアドバイザーとして参加してもらう、連携して共同のイベントを開催するなどが該当する。 ※「しがネイチャーポジティブネットワーク」に参加している場合はチェック可とする。
	啓発・	7	生物多様性に関する目標、方針、計画をインターネットや印刷物などの広報媒体で公表しているか。	チェック項目1で定めた目標、方針、計画をインターネットや印刷物などで広く世間に発表しているか。
(1) ② 取組・目標性	保全活動	8	事業所（学校）内、社有地、周辺地域などで生きものやその生息・生育地（河川、湖岸、ヨシ群落、里山など）の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。	生きものやその生きものの生息・生育地の保全に取り組んでいるか、あるいは保全のために寄付や人的援助などの支援をしているか。事業そのものが生きものや生息・生育地の保全に寄与している場合も含む。保全には、生息・生育地の整備のほか、生息・生育地の清掃活動等も含む。
		9	地域の営みの中で育まれ、引き継がれてきた自然環境と関係の深い文化や景観の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。	生物多様性に係わりのある自然景観や文化的景観の保存に取り組んでいるか、保存のために寄付などの支援をしているか。また、農地、林地、漁業風景そのものが重要な地域の景観であるため、これらの生業を継続し、景観を保存しているか。伝統野菜の栽培を続けているか。伝統工芸品の生産を続けているか。
	環境低減	10	事業活動における、生物多様性や大気、水、土壌などへの負荷の低減をしているか。	事業活動による水使用量、排水量の削減、化学物質の排出削減、漏水の防止、農業や化学肥料の使用量の削減（環境こだわり農業など）などについて、法令遵守に留まらない目標値（基準値）を定めて取り組んでいるなど、独自の取組を実施しているか。
	配環境	11	事業等により土地利用を変化させる場合に、保護価値の高い土地の開発の回避、改変面積の減少、代償措置（別の場所を保全）を行っているか。または、事業地内の緑化を行う場合に、地域の在来種を活用するなどしているか。	新たに建物建てる、事業地を拡張する場合などにおいて、その土地の生きものの生息・生育状況、周辺の自然のつながり（生態回廊）などを把握し、生物多様性への影響を勘案し、保護価値の高い土地の開発を回避する、改変する面積を減らす、どうしても回避できない場合は代わりに同様の生息・生育環境を作り出すことなどに取り組んでいるか。また、周辺地域に生育している植物を緑化に用いているか、外来種（国内外来種を含む）を導入する場合は種子の拡散などにより地域の在来種に影響を与えないか十分に検討し、問題のない種や工法を選定しているか。
		12	県産物や環境に配慮してつくられた産物、環境に関する認証やマークが付けられた商品、サービスなどを利用しているか、または生産・提供しているか。	県産物や生物多様性に配慮してつくられた産物を販売しているか。また、事業活動において、環境ラベルなど生物多様性に配慮して生産されたものを調達したり使用したりしているか。
	希少種の保護	13	希少種の保護活動に参加・実施しているか、または支援しているか。	本業以外で、希少種の保護活動に協力している、人的・金銭的支援をしている場合なども含む。 ※活動の場合には、種としての希少性だけの観点だけではなく、遺伝的多様性にも配慮された活動となっているか。
	外来種対策	14	事業活動に伴う外来種（国内外来種を含む）の分布拡大の防止に取り組んでいるか。外来種の防除活動に参加・実施しているか、または支援しているか。	事業活動の一環として行う緑化、放流、飼養等にあたっては、地域に由来する生物を極力利用しているか。飼養等を行っている外来種の散逸防止策を徹底しているか。工事の実施や物資の輸送などに伴う非意図的な外来種の拡散（種子の持ち込みなど）の防止に配慮しているか。 事業所の敷地内や社有地、農地、森林、河川、琵琶湖などにおいて、侵略的外来種、特定外来生物および指定外来種などの駆除を行っているか。あるいは、県などが主催しているオオクチバスやブルーギルなどの外来魚駆除釣り大会やオオパナミズキンバイなどの駆除イベントに参加、支援しているか。
	鳥獣害対策	15	地域の鳥獣害対策に取り組んでいるか、または支援をしているか。	事業地周辺地域で鳥獣害対策に協力している、人的・金銭的支援をしている場合など。また、野生鳥獣の食肉加工、販売、ジビエ料理の提供（社員食堂等も含む）、ジビエの普及啓発なども含む。
	琵琶湖づくりのための	16	豊かな山、豊かな琵琶湖のための森づくり（植樹や森林保全、木材生産など）を行っているか、あるいは支援しているか。	豊かな山づくり、豊かな琵琶湖づくりを目的に、地域に生育する植物の種類を勘案し、植樹を行ったり、荒廃した森林の保全を行っているか。または、森づくりのために寄付や人的援助などの支援をしているか。 ※「琵琶湖企業森コンソーシアム」に参画している場合はチェック可とする。
	ら滋し買さ	17	琵琶湖固有の資源（琵琶湖固有種、ヨシなど）の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。	琵琶湖固有の資源を保全するために、湖魚の活用やヨシ狩り活動などを実施しているか。または、湖魚製品などを購入することや、宣伝することにより、発信をしているか。

【基本項目】

大項目	テーマ	項目番号	項目	チェック基準
(2) 気候変動	気温削減・排出効果	18	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制など、地球規模の環境変化による生物多様性への影響を低減する事業計画となっているか。	事業計画が、気候変動など地球規模の環境変化の防止に配慮し、生物多様性への影響を低減するものとなっているか（生物多様性の第四の危機に係る内容）。事業計画全体として地球規模の環境変化の低減に配慮することを通し、生物多様性の保全に資する視点が盛り込まれていればチェック可とする。
	エネルギー	19	省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、気候変動対策に取り組んでいるか。	照明、空調、各種機器や生産プロセスなどで省エネルギー化を図っているか。または、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を利用しているか、あるいは再生可能エネルギーにより発電された電力を用いているか。
(3) 循環経済	環境配慮設計等	20	生物多様性、資源循環等の環境に配慮した設計、事業計画となっているか。	（サーキュラーエコノミーの3原則 ①） 生物多様性等の環境への負荷を把握・分析し、事業や製品が環境に配慮した設計あるいは事業計画となっているか。 ※生物多様性への影響を含む環境への影響について、ライフサイクルの段階ごとに負荷を把握・分析し、ライフサイクル全体における負荷の低減が行われていれば、定性的な内容でもチェック可とする。 ※環境負荷を低減する生産工程・工法を継続的に採用しているか。 ※廃棄物や汚染をできる限り出さない製品設計、事業計画となっているか。 製品は利用、消費後に再利用、修理、再資源化等が可能な設計、計画となっているか。
	資源価値の最大化	21	社会経済活動に投入された資源の価値を最大化し、継続的に資源が利用されているか。	（サーキュラーエコノミーの3原則 ②） 資源の価値を落とさず、あるいは高め、再利用、再資源化等にかかるエネルギー、CO2排出量を最小化するため、リユース（再利用）、リペア（修理）、リファビッシュ（初期不良、返品さらた製品のメーカーによる製品整備、再販売）、リマニュファクチャ（使用済製品の整備品）、リバーパス（使用済製品を別の用途に再利用）、リサイクル（使用済製品を素材レベルに再資源化する）の順に資源循環を検討し、実践しているか。
	自然の再生	22	資源採取、資源循環における自然システムの再生がなされているか。	（サーキュラーエコノミーの3原則 ③） 事業計画が、生物多様性の過剰な搾取（オーバーユース）を回避するものとなっているか（生物多様性の第一の危機に係る内容）。 原材料の調達にあたっては、計画的に資源利用量を削減しているか（原単位での削減も含む）。 地産地消、県産材の使用、モーダルシフトなどによる輸送エネルギーを低減しているか。 自然界の循環プロセスを参考にし、有機農業、再生型農業、適切な資源管理による水産業、持続可能な木材利用など。

【加算項目】

テーマ	項目番号	項目	チェック基準
国際基準・貢献目標への取組や貢献	情報開示	①	T N F D（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づいた財務情報の開示をしているか。
	30by30	②	自然共生サイトの認定を受け、生物多様性保全の活動を実施しているか、または自然共生サイトの活動を支援しているか。
	パリ協定	③	S B T（温室効果ガス排出削減目標）を設定し、S B T iから認定を受けているか。
滋賀県独自の取組への貢献	カーボンニュートラル・サステイナブル・エコノミー	④	県の保護増殖指針に基づく保護増殖事業に取り組んでいるか、または支援しているか。
		⑤	県の水草等対策技術開発支援事業に応募し、取り組んでいるか。
		⑥	琵琶湖森林づくりパートナーの取組に賛同し、支援等を行っているか。
		⑦	世界農業遺産（琵琶湖システム）の取組に賛同し、「魚のゆりかご水田プロジェクト」への取組や支援をしているか。
		⑧	マザー・レイク・ゴールズ（MLGs）の取組に賛同しているか。
		⑨	しがCO ₂ ネットゼロムーブメントに賛同し、「しがCO ₂ ネットゼロみらい賞」等に応募した実績があるか。
		⑩	「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」や「三方よし！でフードエコ・プロジェクト」の趣旨に賛同し、参画しているか。

・「チェックリスト」の各項目のチェック理由の入力【記入例】

【基本項目】

大項目	テーマ	項目番号	項目	記入例
① マネジメント	方針	1	生物多様性の保全および自然資源の持続可能な利用についての目標や方針を設定しているか。	環境方針の中に生物多様性への配慮を言及している。
	推進体制	2	生物多様性に関する取組を進めるための担当者・担当する部署が決まっており、方針を実施する体制が整っているか。	環境部環境保全係において対応している。
		3	取組の内容について、社員等に対して研修等を実施するなど、理解を深める取組を行っているか。	社員向け研修の中で生物多様性への配慮に係るプログラムも実施している。
	計取画組	4	事業活動と生物多様性の関係性を把握し、生物多様性の保全および自然資源の持続可能な利用についての具体的な取組計画が策定されているか。	●●の消費量を把握し、●●報告書に取りまとめている。
	評価	5	方針、目標、計画の進捗状況、達成度の確認のために、モニタリングやアンケート、専門家への相談等を行っているか。	●●の削減目標達成のための評価・改善にあたり、外部有識者からの助言を受けている。
	連携	6	関係する自治体、県民、NGO/NPO、事業者、地域、教育・研究機関等と生物多様性に関する情報の共有や、連携した取組を実施しているか。	里山の保全活動の中で得られた生きもののモニタリング情報を、地域の保全団体と共有。里山の保全活動を進めるに当たり、地域団体と連携して実施。
	啓発・開示	7	生物多様性に関する目標、方針、計画をインターネットや印刷物などの広報媒体で公表しているか。	環境方針の中で生物多様性への配慮を言及し、インターネットで公表している。
(1) ② 取組・目標・生物多様性	保全活動	8	事業所（学校）内、社有地、周辺地域などで生きものやその生息・生育地（河川、湖岸、ヨシ群落、里山など）の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。	事業場内において実施する清掃活動の際には、動植物の生息に配慮しながら取り組んでいる。
		9	地域の営みの中で育まれ、引き継がれてきた自然環境と関係の深い文化や景観の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。	事業場付近の水田や農地において、地域の方と共同で清掃活動を実施し、景観の保全に取り組んでいる。
	環境低減	10	事業活動における、生物多様性や大気、水、土壌などへの負荷の低減をしているか。	排水の水質基準について、法令の定めに留まらない独自基準を設けて管理している。濁水防止対策として、代かきの際の水深等に注意を払っている。
	配環境	11	事業等により土地利用を変化させる場合に、保護価値の高い土地の開発の回避、改変面積の減少、代替措置（別の場所を保全）を行っているか。または、事業地内の緑化を行う場合に、地域の在来種を活用するなどしているか。	土地利用を変化させる場合には、自主的に簡易な生物調査の実施により状況を把握し、必要に応じて代替措置を検討している。
		12	県産物や環境に配慮してつくられた産物、環境に関する認証やマークが付けられた商品、サービスなどを利用しているか、または生産・提供しているか。	食堂で環境こだわり農業の認証を受けた食材を積極的に利用。
	希少種の保護	13	希少種の保護活動に参加・実施しているか、または支援しているか。	県レッドデータブックで希少種となっている●●が事業場内の水路に生息しているため、地域の子供を対象として環境学習会を開催している。
	外来種対策	14	事業活動に伴う外来種（国内外来種を含む）の分布拡大の防止に取り組んでいるか。外来種の防除活動に参加・実施しているか、または支援しているか。	事業場周辺のため池において、外来生物が確認されているため、地域の方や専門家と協力し、駆除活動を実施している。
	鳥獣害対策	15	地域の鳥獣害対策に取り組んでいるか、または支援をしているか。	食堂でジビエ料理を提供している。地域で実施している獣類の追い払いに協力し、獣害策の点検についても協力している。
	林たき・琵琶湖の森の	16	豊かな山、豊かな琵琶湖のための森づくり（植樹や森林保全、木材生産など）を行っているか、あるいは支援しているか。	森づくりのための人的援助を実施。
	ら滋賀さ県	17	琵琶湖固有の資源（琵琶湖固有種、ヨシなど）の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。	市が実施するヨシ刈りイベントに社員が参加し、取り組んでいる。

(2) ② 気候変動 取組・目標	温室効果ガス削減	18	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制など、地球規模の環境変化による生物多様性への影響を低減する事業計画となっているか。	定期分析のうえ現状を把握し、2030年環境目標の達成に向け事業活動から排出されるCO ₂ や温室効果ガスの削減に取り組んでいる。
	エネルギー	19	省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、気候変動対策に取り組んでいるか。	社屋にソーラーパネルを設置し、再生可能エネルギーの導入を図っている。
(3) ② 循環経済 取組・目標	環境配慮設計等	20	生物多様性、資源循環等の環境に配慮した設計、事業計画となっているか。	原材料の調達においては、環境負荷の少ない製品を提供しているサプライヤーから調達している。 プラスチック被覆肥料の使用を極力減らし、琵琶湖への負荷を軽減している。
	資源価値の最大化	21	社会経済活動に投入された資源の価値を最大化し、継続的に資源が利用されているか。	使用済みの製品を回収し、リユースやリサイクルに取り組んでいる。 使用した農薬や肥料を再利用し、資源の無駄を減らしている。
	自然の再生	22	資源採取、資源循環における自然システムの再生がなされているか。	材料調達において、資源の過剰摂取とならないよう、生産性向上の技術開発を進めている。 家畜の飼料に地域の飼料用米を活用することで、循環農業の取組を推進している。

【加点点目】

テーマ	項目番号	項目	記入例
② 国際基準・目標 への取組や貢献	情報開示	① T N F D（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づいた財務情報の開示をしているか。	令和7年度にT N F D提言に基づいた財務情報の開示した。
	30by30	② 自然共生サイトの認定を受け、生物多様性保全の活動を実施しているか、または自然共生サイトの活動を支援しているか。	事業場が令和6年度に自然共生サイトに認定され、活動を実施している。
	パリ協定	③ S B T（温室効果ガス排出削減目標）を設定し、S B T iから認定を受けているか。	令和7年度にSBTiから認定を受けた。
滋賀県独自の取組への貢献	カーボンニュートラル・サステイナブル・エコノミー	④ 県の保護増殖指針に基づく保護増殖事業に取り組んでいるか、または支援しているか。	県からの認定を受け、ハリヨの保護増殖事業に令和7年度から取り組んでいる。
		⑤ 県の水草等対策技術開発支援事業に応募し、取り組んでいるか。	オオバナミズキンバイの駆除に係る技術開発に取り組む、令和7年度の事業に応募した。
		⑥ 琵琶湖森林づくりパートナーの取組に賛同し、支援等をしているか。	●●森林組合と協定を締結し、支援している。
		⑦ 世界農業遺産（琵琶湖システム）の取組に賛同し、「魚のゆりかご水田プロジェクト」への取組や支援をしているか。	琵琶湖システムに賛同し、●●市の△△水田において、人的・金銭的支援を行っている。
		⑧ マザーレイクゴールズ（MLGs）の取組に賛同しているか。	令和5年にMLGsに賛同し、毎年7月のびわこの日の取組に社員30名が参加している。
		⑨ しがCO ₂ ネットゼロムーブメントに賛同し、「しがCO ₂ ネットゼロみらい賞」等に応募した実績があるか。	●●の製品開発に取り組んでおり、令和7年度の「製品・サービス部門」に応募した。
		⑩ 「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」や「三方よし！！でフードエコ・プロジェクト」の趣旨に賛同し、参画しているか。	令和7年4月にプラスチックごみ削減行動宣言をし、製品の梱包材の削減に取り組んでいる。

・チェック項目の実績・内容を示す資料の添付【参考様式】

① マネジメント

(添付資料：参考様式)

項目番号 2	生物多様性に関する取組を進めるための担当者・担当する部署が決まっており、方針を実施する体制が整っているか。
チェック理由	備考
【担当部署】 滋賀事業所 環境課 【担当者】 環境係長 滋賀 一郎	毎年度担当者を選任する。

組織体制図

```

graph TD
    ES[ES会議] --> EC[環境委員会]
            
```

ES会議の下部組織の一つとして、●●や●●における生物多様性保全の推進を目的に設置

【環境委員会の構成】

委員長	環境課 課長
委員	環境委員
オブザーバー	●●大学講師
事務局	環境課

※既存の資料等を用いていただいて結構です。
 ※チェック基準の該当箇所がわかるように、着色・枠囲い等してください。

② 取組・目標（生物多様性）

(添付資料：参考様式)

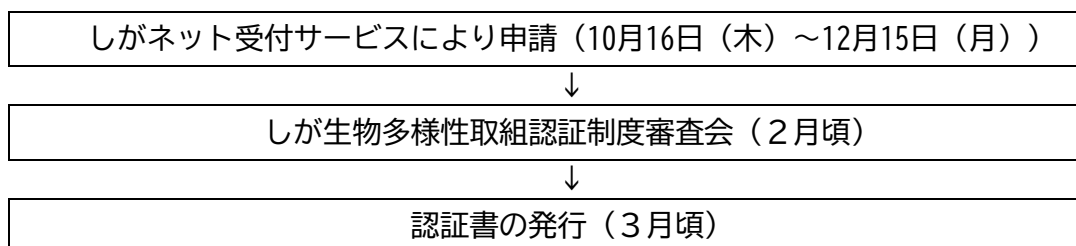
項目番号 1 4	事業活動に伴う外来種（国内外来種を含む）の分布拡大に取り組んでいるか。外来種の防除活動に参加・実施しているか。
チェック理由	備考
外来水生植物の駆除活動に取り組んでいる	毎年7月の「琵琶湖の日」に合わせて、事業所周辺においてオオバナ、ミズキンバイやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物の駆除に取り組んでいる。



- ・実施時期 毎年7月1日
- ・参加人数 50名
- ・活動場所 ●●内湖

※既存の資料等を用いていただいて結構です。
 ※チェック基準の該当箇所がわかるように、着色・枠囲い等してください。

(3) 認証までの流れ



- ・審査結果につきましては、申請のあった事業者にも個別にお知らせします。
- ・認証者および区分（星の数）は滋賀県ホームページで公表します。

5 その他

(1) 認証マークの使用

認証マークは、しが生物多様性取組認証の認証者である証として、広く広報活動に用いることができます。ただし、認証マークを第三者に使用させることおよび認証書を第三者に販売、または譲渡することはできません。

(2) 認証後の情報発信

認証者名または事業所名を滋賀県のホームページなどで広く発信します。

(3) 申請書類の取扱いと情報提供について

応募書類に記載された取組のうち、他の事業者の生物多様性に関する取組の目標となる優良な事例や他の事業者が実施できるなど広がりが見込める事例などについて、県で事例集を作成することがあります。

事例集を作成する際は、写真の提供や掲載する文章の作成・確認等に御協力をお願いします。

(4) 助成金の活用について

認証制度の3つ星を取得することで、滋賀県の産業発展を牽引する分野の設備投資を支援する制度である「産業立地戦略推進助成金」を活用することが可能です。

詳しくは、下記のホームページを参考にしてください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/337611.html>



(5) 融資制度のご案内（予定）

認証制度の取組状況に応じ金利優遇を受けられる新たなファイナンスの創設について、地元金融機関と現在検討を進めています。詳しくは今年度中の公表を予定しています。

(6) 加点項目の関連サイトについて

加点項目に関連するサイトを以下に記載します。取組の参考にしてください。

①TNFD（自然関連情報開示タスクフォースサイト）	
	https://tnfd.global/
②自然共生サイト（環境省ネイチャーポジティブポータルサイト）	
	https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/
③SBT（グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム）	
	https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html
④保護増殖事業（滋賀県HP）	
	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/322848.html



④保護増殖センター（琵琶湖博物館HP）	
https://www.biwahaku.jp/supporter.html	
⑤水草等対策技術開発支援事業（滋賀県HP）	
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/biwako/318834.html	
⑥琵琶湖森林づくりパートナー（滋賀県HP）	
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/309701.html	
⑦世界農業遺産・琵琶湖システム（滋賀県HP）	
https://www.pref.shiga.lg.jp/biwako-system/	
⑧MLGs・マザーレイクゴールズ（滋賀県HP）	
https://mlgs.shiga.jp/	
⑨しがCO2 ネットゼロムーブメント（滋賀県HP）	
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/318133.html	
⑨しがCO2 ネットゼロみらい賞表彰制度（滋賀県HP）	
https://zeronavi.shiga.jp/netzero-action/award/netzero-award/	
⑩しがプラスチックごみ削減量（滋賀県HP）	
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/331073.html	
⑩三方よし！でフードエコプロジェクト（滋賀県HP）	
https://shigaquo.jp/foodeco/	